

中小企業の脱炭素ロードマップ

「知る・測る・減らす」の3ステップで始める

- 改正GX推進法施行後の中小企業の進路 -

2026年4月、改正GX推進法が施行され、GX-ETS（排出量取引制度）が本格稼働しました。直接対象となるのはCO2排出10万トン以上の大企業ですが、その影響はサプライチェーンを通じて中小企業にも広がりつつあります。

本資料では、北海道企業の経営層に向けて、脱炭素経営を「何から始め、どこに向かうか」を3ステップ・5フェーズで整理し、活用できる支援制度と現実的な進め方をまとめました。

- CONTENTS -

01	なぜ今、中小企業も脱炭素か — 2026年の転換点	P.3
02	脱炭素経営の3ステップ — 知る・測る・減らす	P.4
03	経営層が今、取り組むべき3つの理由	P.5
04	中小企業が活用できる支援制度の早見表	P.6
05	ロードマップ実装の5つの実務ポイント	P.7
06	脱炭素ロードマップの標準フロー（5ステップ）	P.8
07	やってはいけないこと／推奨されること	P.9
08	株式会社totokaのご支援内容・お問合せ	P.10

1. なぜ今、中小企業も脱炭素か

- 2026年の転換点と中小企業への波及 -

2026年4月、改正GX推進法が施行され、日本の脱炭素政策は新しいフェーズに入りました。直接対象は大企業ですが、サプライチェーン全体での排出量管理が標準化されることで、取引のある中小企業にも対応が求められる構造になっています。

01

GX-ETS本格稼働

2026年4月、CO2直接排出10万トン以上の企業に排出量取引参加が義務化。2028年からは化石燃料賦課金も導入予定で、規制側のプレッシャーが本格化。

02

サプライチェーン要請

大企業がScope3（取引先含む排出量）の開示・削減を求められるため、その下請・仕入先への排出量データ提示要請が中小企業にも波及中。

03

金融・人材の評価軸へ

金融機関の融資判断、新卒・中途採用、取引先選定のすべてにおいて、脱炭素対応が「見られる」項目に。後回しほど対応コストが膨らむ構造。

KEY MESSAGE 脱炭素は「いつかやる」ではなく「順序立てて始める」段階に。早い・小さく始めた企業ほど、その後の選択肢が広い。

参考データ

日本の温室効果ガス排出量のうち、中小企業等が占める割合は1～2割（約1.2～2.5億t-CO2）。一企業の排出量は小さくても、社会全体では無視できない規模。

出典：経済産業省「クリーンエネルギー戦略 中間整理」（2022年5月）／環境省「中小規模事業者向け脱炭素経営導入ハンドブック」

2. 脱炭素経営の3ステップ

- 知る・測る・減らす -

環境省は中小企業の脱炭素経営を「知る・測る・減らす」の3ステップで整理しています。一気に通貫ではなく、段階的に進めるのが現実的なアプローチ。

STEP 1

知る

全体像を理解する

脱炭素の用語（Scope1/2/3、SBT、J-クレジット、GHG）と、自社業種で求められる対応を理解する。

業界動向、取引先の方針、規制の予定を整理し、自らが今どこに立っているのかを把握する。投資ゼロで始められるが、全社的な情報収集と社内勉強会が必要。

STEP 2

測る

排出量を算定する

Scope1（自社直接排出）・Scope2（電力等の間接排出）から算定を始める。

燃料使用量・電力使用量を集計し、排出係数を掛けて算出。算定ツールも各種無料・低コストで利用可能。

ここで初めて「自社が何トン排出しているか」が数字で見える。

STEP 3

減らす

目標を設定し実行する

削減目標（基準年比〇%削減など）を設定し、運用改善・設備更新・燃料転換・再エネ導入で達成する。

中小企業版SBT認定で目標の客観性を担保することも可能。

補助金・税制を活用して投資負担を抑え、経営計画と連動させる。

出典 環境省「中小規模事業者向け脱炭素経営導入ハンドブック」（グリーン・バリューチェーンプラットフォーム）

3. 経営層が今、取り組むべき3つの理由

- 取引・コスト・人材の3軸で効いてくる -

01

取引機会の維持・拡大に直結する

大企業のScope3対応が進む中、サプライヤー選定の評価項目に「排出量の可視化」「削減目標」が加わるケースが増加。排出量データを出せない中小企業が取引から外れる事例も既に発生している。先回りに対応している企業ほど、新規取引のチャンスを得やすい。

02

省エネとコスト削減を同時実現できる

脱炭素施策の多くは、省エネ施策と重なる。電力使用量を測り、運用を改善し、高効率機器に更新するという流れは、コスト削減そのもの。

補助金・税制（カーボンニュートラル投資促進税制等）の活用で投資回収期間を大幅に短縮できる。

03

採用・離職対策にも効いてくる

若手人材の就職先選定で、企業の環境配慮姿勢が判断材料になる時代。脱炭素への取り組みは、対外的なブランド形成だけでなく、従業員のエンゲージメントにも影響する。

地域課題（北海道のゼロカーボン施策）と連動させることで、地域企業としての存在感も高まる。

経営的インパクト 取引機会の確保 × コスト削減 × 採用力 = 中期的な企業価値を底上げする三方良しの投資領域

4. 中小企業が活用できる支援制度の早見表

- ステップ別の主要制度 -

脱炭素ロードマップの各ステップで活用できる主要支援制度を一覧化しました。実際の活用は公募スケジュール・要件確認の上、判断します。

ステップ	主な支援制度	用途・特徴
知る	省エネ診断（SII地域エネ最適化）	事業所のエネルギー使用状況を専門家が診断。中小企業の自己負担は限定的。
測る	中小企業版SBT認定	国際基準に基づく削減目標を簡略化された手続きで設定・認定取得。
測る	GHG排出量算定ツール（環境省等）	Scope1/2を中心とした排出量算定支援ツール。多くは無料または低コスト。
減らす	SHIFT事業（環境省）	省CO2型システム改修（補助率1/3）／DX型運用改善（補助率3/4）。
減らす	省エネ補助金（経産省／SII）	高効率設備更新・電化・燃料転換・EMSなどの設備投資補助。
減らす	カーボンニュートラル投資促進税制	脱炭素設備投資への税額控除（最大10%）または特別償却。
地域	北海道環境財団・各自治体補助金	ゼロカーボン北海道に基づく道独自・市町村独自の補助制度。

出典：環境省「令和8年度予算 及び 令和7年度補正予算 脱炭素化事業一覧」／一般社団法人環境共創イニシアチブ（SII）／公益財団法人北海道環境財団

5. ロードマップ実装の5つの実務ポイント

- 始め方と続け方の勘所 -

POINT 01

経営層のコミット明示

「脱炭素を経営課題として取り組む」と社長が宣言する。担当任せでは社内の優先度が上がらない。

POINT 02

推進担当の明確化

兼任で良いので、社内に推進責任者を1名指名。複数部署にまたがる調整は、担当不在では進まない。

POINT 03

排出量はまずScope1・2から

Scope3まで一気にやろうとすると挫折する。直接排出（燃料）と間接排出（電力）から始める。

POINT 04

目標は5～10年スパン

脱炭素は短期勝負ではない。基準年と目標年を5～10年スパンで設定し、毎年の進捗で軌道修正する。

CAUTION 05

補助金頼みの計画は危険

公募タイミング・採択結果に左右され、計画が頓挫しやすい。補助金は加速装置と捉え、本筋は自前で進める。

6. 脱炭素ロードマップの標準フロー（5ステップ）

- 5～10年で計画的に進める -

脱炭素ロードマップは中期計画。最初の1年で基盤を作り、その後3～5年で実行・改善を繰り返す。設備更新サイクルと連動させて計画する。



CAUTION STEP4の施策実行は1回で終わりではない。STEP5で実績を確認し、必要に応じて目標・計画を見直す。「PDCAを回す」前提で計画を立てる。

7. やってはいけないこと／推奨されること

- 中小企業の脱炭素で陥りがちな失敗 -

NG — やってはいけないこと

「うちには関係ない」と先送り

中小企業も取引先経由で必ず影響を受ける。先送りは選択肢を狭めるだけ。

Scope3まで一気に算定

サプライチェーン排出量は範囲が広く、データ取得も困難。最初から完璧を目指すとは挫折する。

目標だけ高く実行が伴わない

「2050年カーボンニュートラル」と宣言しても、年度ごとの実行計画がなければ絵に描いた餅。

OK — 推奨されること

STEP1「知る」だけでも始める

情報収集と社内勉強会から開始。投資ゼロでも、3ヶ月で大きく前に進められる。

Scope1・2から段階的に

自社の燃料・電力使用量に絞って算定開始。実績を踏まえてScope3に拡張する。

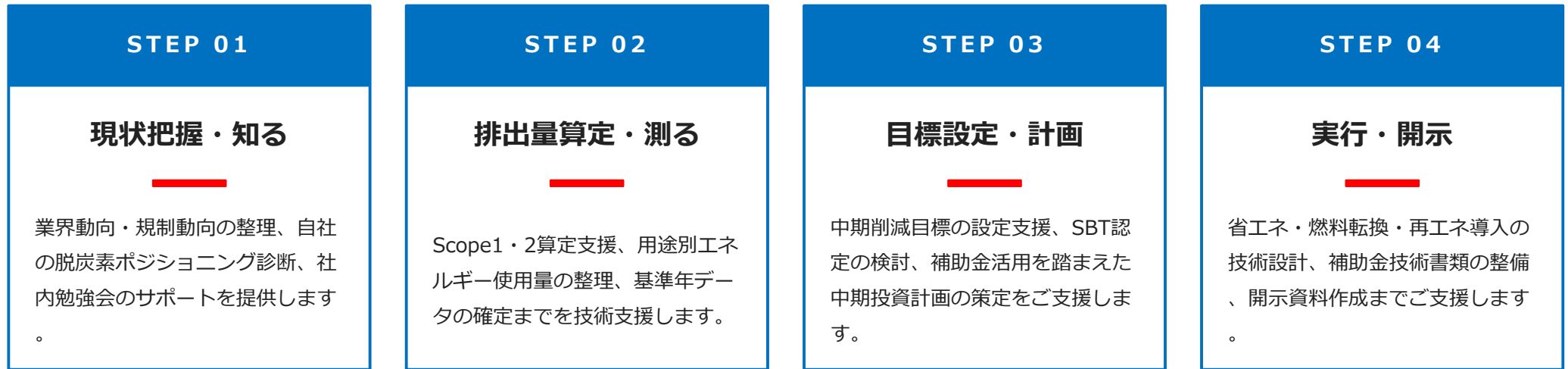
毎年の中間目標を設定

5～10年の最終目標と、毎年の中間目標をセットで設定。進捗を経営会議でレビューする。

8. 株式会社totokaのご支援内容

- 脱炭素経営の伴走支援 -

totokaは北海道企業の脱炭素経営を、現状把握から目標設定・実行・開示まで、技術者の目線で一貫通貫支援します。省エネ・補助金活用と組み合わせ、コスト削減と排出量削減を同時に達成する設計をご提案します。



500社超

北海道企業の取引実績（2026年時点）

技術者目線

1級管工事施工管理技士による技術設計

重要 補助金の代行申請（書類提出代理）が必要な場合は、当社提携の行政書士が対応いたします。当社は技術支援に特化しています。

お問い合わせ

CONTACT

株式会社totoka 〒062-0933 北海道札幌市豊平区平岸3条14丁目2-16
TEL: 011-600-6718 / E-mail: info@totoka.jp
Web: <https://www.totoka.jp/>

【免責事項】本資料は作成時点の公開情報および当社業務データに基づき株式会社totokaが作成したもので、内容を保証するものではありません。制度・補助金は今後変更される可能性があります。